

# モンゴル民法典・試訳 (6)

袁 輪 靖 博 \*

(目 次)

第1編 総則

第1章 民事法律関係、法令

第1節 一般原則 (第1条～第7条)

第2節 民事法律関係の発生原因、その保護、民事法律関係における権利、義務の実現 (第8条～第13条) (以上53巻1・2号)

第2章 民事法律関係の主体

第3節 人 (第14条～第24条)

第4節 法人

第1款 一般原則 (第25条～第32条)

第2款 法人の種類 (第33条～第38条)

第3章 法律行為

第5節 一般原則 (第39条～第55条) (以上53巻3号)

第6節 無効な法律行為 (第56条～第61条)

第7節 代理 (第62条～第70条)

第4章 民事法上の期間

第8節 期間の確定、計算 (第71条～第73条)

第9節 出訴期間 (第74条～第82条)

第5章 有体または無体の利益に関する権利

第10節 有体または無体の利益 (第82条～第88条) (以上53巻4号)

---

\* 福岡大学法学部教授

第11節 占有（第89条～第98条）

第12節 所有

第1款 一般原則（第99条～第108条）

第2款 所有權の発生、消滅（第109条～第124条）（以上54卷1号）

第3款 家族の財産權（第125条～第133条）

第4款 相隣權（第134条～第141条）

第5款 公共目的の集合住宅の所有權（第142条～第149条）

第6款 權利行使目的による他人の所有權の制限（第150条～第152条）

第13節 担保權

第1款 担保の一般原則（第153条～第160条）

第2款 動産または權利の担保の特則（第161条～第164条）

第3款 不動産の担保／抵当權／（第165条～第181条）

第4款 国家登録（第182条～第185条）（以上54卷2・3号）

第2編 義務

第1章 一般原則

第14節 総則（第186条～第188条）

第15節 契約の法律關係

第1款 一般原則（第189条～第194条）

第2款 契約締結（第195条～第199条）

第3款 契約標準条件（第200条～第202条）

第4款 第三者の利益となる契約（第203条）

第5款 契約の解除（第204条～第205条）

第16節 義務の履行

第1款 一般原則（第206条～第216条）

第2款 金銭支払義務の履行（第217条～第218条）

第17節 義務の履行妨害の条件

第1款 一般原則（第219条～第221条）

第2款 期間徒過から生ずる効果（第222条～第224条）

第3款 双務契約の義務違反（第225条～第227条）

第18節 損害賠償（第228条～第230条）

第19節 義務履行の充足方法（第231条～第235条）

第20節 義務の消滅（第236条～第240条）

第21節 多数当事者の参加する義務（第241条～第242条）（以上本号）

（続く）

## 第2編 義務

### 第1章 一般原則

#### 第14節 総則

##### 第186条 義務関係

186.1. 法律または契約により、義務履行者は義務履行受領者に対して、何らかの行為を行ない、または一定の行為を行なうことを放棄する義務を負い、かつ義務履行受領者は義務履行者に対して、その義務の履行請求権を有する。

186.2. 義務の内容、性質を考慮して、両当事者のいずれに対しても、相手方の権利、財産につき、特別な義務を負わせることができる。

##### 第187条 義務発生原因

187.1. 義務は本法8条に定める原因により発生する。

187.2. 契約締結の準備段階においても、本法186条に定める義務は発生する。

187.3. 法律行為の過程において、一方当事者の過失による行為のために契約締結に至らない場合、法律行為成立に関係して支出した費用について、過失ある者には相手方に対する適切な支払義務が生ずるものとする。

##### 第188条 情報提供義務

188.1. 義務から、いずれかの者に、何らかの情報を取得する権利が生ずることがある。

- 188.2. 義務の内容を明らかにするにあたって、必要な情報につき、その占有者が自己の権利、利益を侵害することなしに提供できる場合、相手方は情報取得権を有する。
- 188.3. 情報提供に関して支出した費用については、それを受領した者に、相手方に対する支払義務がある。

## 第15節 契約の法律関係

### 第1款 一般原則

#### 第189条 契約当事者の自由

- 189.1. 契約当事者は、法律の範囲内において、契約を自由に締結し、自らがその内容を定める権利を有する。
- 189.2. 社会的、個人的利益を保護する目的から、一部の種類の契約については、国の関係機関から取得する特別許可に基づいてのみ、締結できるものとする。特別許可を取得する手続は法律で定める。
- 189.3. 特別許可に基づいて締結した契約は、関係機関から特別許可を取得したことにより効力を生ずる。
- 189.4. 一定の名称・種類の産物を製造させ、職業・労務に従事させるにつき、一定の市場支配をしている者には、その事業分野の市場参入者との契約締結義務があり、かつ相手方に平等を欠く契約条件を強要したり、または契約締結を拒絶する権利はない。
- 189.5. 本法で規定されず、直接明示されていないが、契約の基本的性質、形態を示す固有の内容を有する契約を無名契約という。無名契約については、本法の義務に関する一般原則を適用する。

## 第 190 条 将来発生または現存する財産について行なう契約

- 190.1. 契約の一方当事者が将来発生する自己のいかなる財産についても、相手方の所有に移転させ、または制限により占有させ、使用させる／用益権／義務を負う契約は効力がない。
- 190.2. 一方当事者が自己の現存するいかなる財産またはその一部についても、相手方の所有に移転させ、または制限により占有させ、使用させる／用益権／義務を負う契約は必ず、公証役場で公証を受けるものとする。

## 第 191 条 相続財産に関して締結する契約

- 191.1. 個人が相続を受ける財産について、第三者との間で締結する契約は効力がない。
- 191.2. 相続財産の個人の持分、さらに被相続人の遺言により定める制限について、第三者との間で締結する契約は、本法 191.1. を準用する。
- 191.3. 相続財産の持分について、法律上正当な相続人の間で締結する契約には本法 191.1 を適用しない。

## 第 192 条 財産の従物に対する義務の適用

- 192.1. 一方が財産につき、相手方の所有に移転させ、その制限により占有させ、使用させることにより移転させる義務を負った場合、契約に別段の定めがないかぎり、その義務は当該財産の従物にも同様に適用される。

## 第 193 条 義務履行の決定

- 193.1. 契約当事者の一方または第三者が決定した義務履行の方法、形態、手続につき、相手方または両当事者が保留している場合、誠実かつ正

当の原則にしたがい、相互の意思表示の方法で決定する。

193.2. 決定した義務履行の方法、形態、手続が誠実かつ正当の原則にしたがっていない、また義務履行の決定が過度に引き延ばされていると一方当事者が判断した場合、裁判所により判決させる権利を有する。

#### 第 194 条 契約以外の義務に適用する手続

194.1. 義務の性質・内容に反しないかぎり、契約以外の義務関係に、契約上の義務に関する手続を適用することができる。

#### 第 2 款 契約締結

#### 第 195 条 契約締結の申込

195.1. 一方当事者が自らの意思で、特定の一人または複数の者に向けた意思の内容により、承諾した者との権利義務関係による満足を得る旨の一定の表示をした場合、その意思表示を契約締結の申込とする。

195.2. 契約締結の申込には、契約の主たる条件およびそれを定める手続を示すものとする。

195.3. 法律に定めた条件、または契約に必ず反映しなければならず、かつ一方当事者の求めにしたがい相手方が承諾した条件を契約の主たる条件とする。

195.4. 不特定多数の者に向けた意思表示においては、契約締結の申込が直接示されていないかぎり、それを申込の誘引とみなす。

195.5. 契約締結の申込を出した者は、法律、契約、または申込に示した期間内に、申込を撤回する権利を有しない。

195.6. 契約締結の申込に対し、異なる条件で行なわれた契約締結の承諾は、契約締結についての新たな申込みとみなす。

195.7. 契約締結の申込を表示した者が、期間を徒過して承諾を受領し、かつその旨をきわめて速やかに相手方に通知した場合、期間を徒過して到着した承諾は契約締結についての新たな申込とみなす。

#### 第 196 条 契約締結とみなされる場合

196.1. 以下の原因により、契約締結したものとみなす：

196.1.1. 財産移転により契約が締結する旨法律に定める場合、契約の主たる条件について当事者が合意し、当該財産が移転されたことにより；

196.1.2. 書面により契約締結する旨法律に定めがあり、かつ当事者が合意した場合、両当事者が一通の文書を作成して署名し、かつ契約申込に対して承諾の表示をした者が署名をした書状、電文、テレファクス、これらに類似の文書を相手方が受領したことにより；

196.1.3. 承諾期間のある契約の申込が行なわれ、かつその期間内に相手方から承諾を受領した；

196.1.4. 承諾期間の定めがない契約の申込が書面で行なわれ、かつ通常相当な期間内に承諾を受領した；

196.1.5. 対面口頭で行なった申込に対し、その時点で承諾を与えた；

196.1.6. 契約締結の申込を受領した者が承諾期間内に行なった承諾が延着した場合で、相手方が承諾した者にきわめて速やかに契約が締結しない旨の通知をしなかった；

196.1.7. 事業分野において確立している慣行にしたがえば申込をした者に対する承諾になると判断して、申込受領者が申込と異なる条件で契約締結する旨の承諾した場合に、申込者が拒絶したことについてきわめて速やかに通知をしなかった。

196.2. 他人に役務提供する営利事業者が、事業の種類から恒常的關係にあ

る者から当該種類の事業活動の履行について申込を受領した場合、通常相当な期間内に返答をする義務がある。この義務を履行しない場合、それをもって、契約締結を黙示に承諾したものとみなす。

- 196.3. 申込を受領した者が通常相当な期間内に拒絶する返事をしたが、申込者がそれを知らなかったため、申込に示された義務にしたがって物品を送った場合、申込受領者はその物品に生ずる損害を回避、減少させる目的で物品を受領して維持し、損害なく、悪化させず、消費しないようにするために必要なすべての手段を講ずる義務があり、かつ支出した費用を申込者に請求する権利を有する。

#### 第 197 条 価格競争手続

- 197.1. 価格競争の方法で、契約を締結することができる。
- 197.2. 法律に別段の定めがないかぎり、価格競争に勝利した者が契約を締結する。
- 197.3. 価格競争手続の正当な実施者には所有者、権利占有者、または権利授与された者になることができる。
- 197.4. 権利授与された機関は所有者または権利占有者と締結した契約に基づいて、これらの者の名と自らの名で手続を実施する。
- 197.5. 財産または財産権を売却する契約は、法律に定めがある場合にのみ、価格競争の方法で締結する。
- 197.6. 価格競争手続は公告売買および企画競争の形式で行なう。
- 197.7. 公告売買による競落人は最高価格提案者とする。
- 197.8. 企画競争において、競落人とは、企画競争を適切に実施する委員会が事前に定める最もよい条件を充たした者であり、かつ法律に別段の定めがないかぎり、価格競争手続の形式については、その財産所有者または財産権占有者が定める。

- 197.9. 一人の者の参加の場合、公告売買、企画競争は実施しなかったものとみなす。
- 197.10. 公告売買または企画競争は、公開でまたは非公開で実施することができる。
- 197.11. 公開での公告売買、企画競争には、いかなる者も参加できる。
- 197.12. 非公開での公告売買、企画競争には、その目的により特に指定された者が参加できる。
- 197.13. 法律に別段の定めがないかぎり、正当な実施者は価格競争手続を実施する30日以上前に告知し、かつそこには手続実施形式、場所、期間、契約の対象、開始価格、参加者登録、競落人を定める手続またその他の通知を示すものとする。契約の対象が契約締結権である場合、契約締結期間を示すものとする。
- 197.14. 法律または告知に別段の定めがないかぎり、公開での公告売買、企画競争の正当な実施者は、これらの実施を拒絶する権利を有する。その場合、公告売買実施決定宣告日の3日以上、企画競争の実施宣告日から30日以上前にその拒絶を行なうことができる。
- 197.15. 本法197.14に定める期間に違反した公告売買を行い、または企画競争の実施を拒絶する正当な実施者には、参加者に生じた直接の損害について適切な支払義務がある。
- 197.16. 非公開での公告売買、企画競争の正当な実施者には、いかなる時期に公告売買、企画競争の実施を拒絶したかにかかわらず、指定参加者に生じた損害について適切な支払義務がある。
- 197.17. 価格競争手続の参加者は、告知に示された額、手続により、示された期間内に手付を支払うものとする。
- 197.18. 価格競争手続を実施しない、それに参加しない、また参加したが競落しなかった者には、手付を返還する。

- 197.19. 競落人と契約締結するにあたり、手付は契約義務の履行に含めて計算する。
- 197.20. 価格競争手続における競落人および手続の正当な実施者は、公告売買、企画競争の結果について記録にとどめた日に署名することとし、その記録は契約と同様の効力を有するものとする。
- 197.21. 記録に署名することを回避した場合、競落人は支払った手付を失う。
- 197.22. 正当な実施者が記録に署名することを回避した場合、相手方が支払った手付を返還するとともに、手続に参加したことから生じた損害について手付を超えた限度で適切な支払義務がある。
- 197.23. 契約締結権を取得する条件で価格競争手続を行なった場合、その手続を実施して終了したことについて記録に残してから2日以内に、また告知に示された期間内に両当事者が契約に署名するものとする。当事者の一方が契約締結したものとみなして義務の履行を充足したことから生じた損害については、適切な支払請求権を有する。
- 197.24. 法律に定めた手続に違反して行なった価格競争手続の効力はない。
- 197.25. 効力がない価格競争手続により競落人と締結した契約の効力はない。
- 197.26. 本条に定めた手続は、裁判所の判決を履行する手続により行なう公告売買に準用する。

#### 第198条 契約の解釈

- 198.1. 契約の解釈にあたっては、その文言のもつ直接の意味に着目する。
- 198.2. 契約にある条件の意味が理解できない場合、その内容については、他の条件や契約の一般的内容との比較において定める。
- 198.3. 契約のある文言や表現が地方の特殊性を理由としていずれか異なる内容に解釈できる場合、契約締結した当事者の居住地の慣行で通用す

る内容により、当事者がそれぞれ異なる場所で居住している場合には、契約締結の申込を承諾した者の居住地の慣行で通用する内容により、解釈する。

- 198.4. 相互に矛盾しあい、または多義的内容の文言や表現がある場合、より適切な文言の意味で契約内容を解釈する。
- 198.5. 混合契約の内容を解釈するにあたっては、契約の履行内容により類似した当該種類の契約について規定する法準則に着目する。
- 198.6. 本法 198.1. - 198.5. に定める手続により、契約内容を確定できない場合、契約目的を考慮して、当事者の合意を明らかにし、かつそのために契約締結前に行なった表現、相互に交わした書面、当事者間に存在する慣習、事業分野において存在する慣行などの状況を考慮して判断する。

#### 第 199 条 債務負担による契約の効力の発生

- 199.1. すでに発生した義務関係を公証して契約の効力があるものとみなすにあたっては、義務履行者は義務の負担を承認したことについて書面で通知しなければならない。
- 199.2. 合意する形式で義務関係が発生するためには、合意の形式で契約を締結しなければならない。
- 199.3. 支払の履行で債務負担を承認し、かつ当事者が合意した場合、法律に定める一定の形式で契約を行なう必要はない。

#### 第 3 款 契約標準条件

#### 第 200 条 契約の附合部分となる標準条件

- 200.1. 契約当事者の一方が相手方に提示されるもので、法律で定められて

いないまたは法律の規定を明らかにする手続を定めたもので、恒常的に用いるよう事前に定められた条件を契約標準条件という。

200.2. 当事者が一つの構成物として合意により定められた条件は契約標準条件とはみなさない。

200.3. 以下の条件からなる場合、標準条件は当事者間で締結された契約の附合部分となる：

200.3.1. 申込者が契約締結場所に、明確に見られるように標準条件を記載し、その条件を承諾した者との間で契約を締結する旨示していた場合；

200.3.2. 相手方が上記条件を知ることができなかったが、その条件を承諾した場合。

200.4. 申込受領者が営利事業者であり、事業の特殊性に関する標準条件を事前に知っているはずであるか、知ることができた場合、標準条件は契約の附合部分となる。

200.5. 表示されていない条件が、慣行の形態でなかったため、相手方が標準条件を、事前に知ることができなかった場合、標準条件は契約の附合部分とすることはできない。

## 第 201 条 標準条件の解釈

201.1. 標準条件に示される文言や表現の意味内容が理解できない場合、その申込受領者の利益になるよう解釈する。

## 第 202 条 標準条件の効力がない場合

202.1. 標準条件が契約に付されていたが、それが相互の信頼、誠実かつ正当の原則に反し、その条件の承諾者である相手方に損害を伴う場合、その条件の効力はない。その場合、標準条件を契約に付した状況、当

事者の利益および他の条件を考慮して判断する。

202.2. 経済的事業活動を行わない個人と契約締結する申込者が、以下の諸条件を契約の標準条件に付した場合、これらの効力はない：

202.2.1. 申込を受領し拒絶する期間について、過度に長くまたは明確な期間の定めをしなかった；

202.2.2. 義務履行にあたり、過度に長くまたは明確な定めをせず、法律に反する期間を定めた；

202.2.3. 契約に定めがなく、かつ明確な根拠なしに、契約を終了する権利を有する旨定めた；

202.2.4. 契約により、相手方の法律上正当な利益に反する状態で、すでに定めた義務を変更または拒絶する権利を有する旨定めた；

202.2.5. 支出する費用について、過度に高くなるようにまたは増額させて算定し、自らが請求権を取得する；

202.2.6. 特に重要な関係を有する説明が、相手方に対して行なわれたものとみなされる旨記載した；

202.2.7. 長期間にわたる義務関係において、正当な理由なしに、過度に短い期間で価額を急騰させる旨記載した；

202.2.8. 義務を履行し、権利の行使を拒絶できる旨の法律で取得した相手方の権利を制限し、否定した；

202.2.9. 相手方に対して、義務履行を事前に催告し、また義務履行が可能な期間を与えるよう法律で定められた義務から、申込者を免れさせる；

202.2.10. 申込者が自己に生じた客観的損害を過度に超える額について、支払請求できるよう定めた；

202.2.11. 申込者、その法定代理人等の故意または重大な過失による行為の結果生じた損害についての責任を否定し、または制限する；

- 202.2.12. 義務違反から生ずる損害について、相手方が適切な支払請求する権利を制限する；
- 202.2.13. 申込者が義務の一部履行により、相手方の法律上正当な利益が侵害された場合に、契約を解除し、契約を終了させ、義務不履行によって生じた損害についての請求権を否定する；
- 202.2.14. 申込者が提供した物品、履行された労務が不十分であることに関して負担する責任につき、法律の定めより少ない範囲で定めた；
- 202.2.15. 申込者が負担した義務を履行せず、また適切かつ正当に履行をしないことから相手方が契約を終了する場合に、申込者に対して民事罰を支払う旨定める。
- 202.3. 物品・産物を継続的に提供し、または労務を継続的に実施することに関する契約の標準条件において、以下の条件が定められている場合その条件の効力はない：
- 202.3.1. 相手方が2年以上の期間にわたり、義務の履行を負い；
- 202.3.2. 一方当事者が契約終了の申出をしない場合に、自動的に1年間契約を延長したものとみなす旨定め；
- 202.3.3. 契約の終了期間について、契約延長とみなす期間から3ヶ月以上長く定めた場合。
- これらの場合で、相手方の法律上正当な利益に反するとき。
- 202.4. 下記の場合をのぞき、第三者が申込者の代わりに、その者と同様の権利をもつことにより当該契約関係に入る旨定め、または入る可能性を定めた場合、標準条件の効力はない：
- 202.4.1. 第三者の氏名を定めていた；
- 202.4.2. 相手方に単独で契約を終了させる権利を与えた。
- 202.5. 契約の標準条件のいずれかの部分の効力がない場合、また契約の主たる条件でない場合、契約自体の効力はある。

## 第4款 第三者の利益となる契約

## 第203条 第三者の利益となる契約の請求権

- 203.1. 法律または契約に別段の定めがなく、また義務の本来の性質に反しないかぎり、第三者の利益となる契約の義務履行受領者、第三者のいずれも義務の履行を義務履行者に請求する権利を有する。
- 203.2. 契約に特別の定めがないかぎり、第三者が単独で請求権を有するか否か、権利が直接、または事前に定めた条件の内容によって発生するか否か、契約締結当事者が第三者の同意なしにその権利を変更し、または終了する権利を有するか否か、については契約の内容や目的によって定まる。
- 203.3. 第三者の利益となる契約において、本法203.2.に定める権利義務について特別な条件を契約に定めた当事者は、相手方の同意なしに、第三者を代える権利を有する。
- 203.4. 契約に別段の定めがなく、義務の本来の性質に反しないかぎりにおいて、第三者が契約に定めた権利を放棄した場合、義務履行受領者が義務の履行を請求することができる。

## 第5款 契約の解除

## 第204条 契約解除の手續

- 204.1 一方の当事者が契約を解除する場合、それを相手方に通知する。
- 204.2. 法律または契約に別段の定めがないかぎり、契約解除期間は、解除の申出を出さない者が定める。その期間内に契約解除を行なうにあたって、相手方が再び重ねて通知しない場合、契約解除権を喪失する。
- 204.3. 契約当事者の一方または双方が複数の者であった場合、共同で契約

から解除される。複数の者のいずれかが契約解除権を喪失した場合、他の者も同様に解除権を失う。

- 204.4. 義務履行者が負担した義務を履行しない場合には契約解除権を喪失する旨の条件付契約が締結された場合に、その条件が成就したときには、義務履行受領者が契約解除権を有する。
- 204.5. 契約当事者のいずれかが義務を履行しない場合に相手方が契約解除権を有する契約を締結した場合で、義務履行者が相互に有する請求と清算して義務を消滅させる権利を有し、かつ義務履行受領者が契約解除後に義務履行者が義務を清算したことについてきわめて速やかに通知したときは、義務履行受領者の解除の効力はない。

#### 第 205 条 契約当事者の一方による契約解除から生ずる効果

- 205.1. 法律または契約に別段の定めがないかぎり、当事者の一方が契約を解除した場合、両当事者には、契約により引渡履行したものについては現状のままで、さらに契約履行したことから取得した利益についてはそれを、相互に返還する義務がある。
- 205.2. 以下の場合、義務履行者は、義務を引渡履行したものを現状のままではなく、金銭により支払う：
- 205.2.1. 履行した義務の性質・内容を原因として、現状のままで返還することができない；
- 205.2.2. 義務履行したものを取得した者がそれを使用し、または他人の所有に移転し、他人の権利により制限され、それを加工し、再加工する方法で変更した；
- 205.2.3. 義務の対象を通常の老朽化、損傷に反して損壊、悪化、不足、滅失した。
- 205.3. 義務履行者が契約上負うべきなんらかの反対義務を履行した場合に、

金銭の支払いの代わりに、反対義務の履行をもってすることができる。

205.4. 以下の場合、義務履行者は支払をする必要はない：

205.4.1. 契約により義務履行受領者が移転する対象の性質上の瑕疵が、義務履行者が契約解除する原因となった場合に、それにより契約の対象が加工され、再加工の過程でその瑕疵が明らかになった；

205.4.2. 契約の対象が義務履行者の過失により損壊、悪化、不足、滅失した；

205.4.3. 義務履行者が契約の対象を適切かつ正当に維持、管理、保護したにもかかわらず、悪化、損壊、滅失した場合。

これらの場合に、契約の対象の残部を義務履行受領者に返還した。

205.5. 義務履行者が義務の対象を使用する手続きに違反したことから、取得すべきであった利益を取得できなかった場合、義務履行受領者に対し、与えた損害を賠償する義務がある。

205.6. 義務履行者が義務履行受領者に契約の対象を返還し、価額を支払い、また本法 205.4.1、205.4.2. の定めにしたがって契約の対象を返還し、かつ損害の支払請求が生じない場合、義務履行受領者には義務履行者に対する必要費支払義務がある。他の費用については、義務履行者が義務履行受領者に対して受けた利益の限度でのみ適切に支払う。

205.7. 本法 205.1. に定める義務については、契約当事者が履行し、同様に引渡履行する義務がある。

## 第 16 節 義務の履行

### 第 1 款 一般原則

#### 第 206 条 義務履行の原則

206.1. 誠実に義務は、定めた場所、期間内において、適切かつ正當に、履行する。

## 第 207 条 義務履行場所

207.1. 法律または契約に別段の定めがないかぎり、義務の本来の性質に反しない場合には、義務履行場所を以下の通り定める：

207.1.1. 不動産に関する義務については、当該不動産のある場所；

207.1.2. 財産を運送する義務については、その財産を義務履行受領者または権限を有する者に届けさせるために最初の運送人に引渡す場所；

207.1.3. 金銭支払義務については、義務履行受領者の居住／在住／場所。ただし、義務履行受領者が上記場所の変更について義務履行者に通知した場合、その新居住／在住／場所；

207.1.4. その他の義務については、義務履行者の居住／在住／場所。

207.2. 本法 207.1.3. に定める場合、義務履行受領者の居住／在住／場所の表示地に送るために、銀行、それに類似の他の機関に送金したことにより、義務履行者は義務を履行したものとみなす。

207.3. 義務履行前に、義務履行受領者または義務履行者が居住／在住／場所を変更したことについて、相手方に通知する義務を負っていた場合、新たな場所に義務履行し、または義務履行の受領に関係して支出した費用については、転居した者が適切な支払の危険についての責任を負う。

## 第 208 条 義務履行期間

208.1. 義務は、法律または契約に定めた期間内に履行する。

208.2. 義務履行期間の定めがない、または条件が設けられていない、義務の性質・内容を理由としてそれらを定めることができない場合、義務

履行受領者は義務の履行をいつでも請求する権利を有し、義務履行者はきわめて速やかに履行する義務を負う。

- 208.3. 法律または契約に別段の定めがないかぎり、義務の性質・内容を考慮して、義務履行者には、義務履行受領者が義務の履行を請求してから10日以内に、義務を履行する義務がある。
- 208.4. 法律または契約により義務履行期間が定められている場合、義務履行受領者は期間前に義務の履行を請求する権利を有しない。
- 208.5. 義務履行受領者が拒絶しない場合には、義務履行者は義務期間前に履行する権利を有する。
- 208.6. 義務履行者が支払不能になった、または義務の履行を充足できる程度の財産が減少し、もしくはなくなった場合、義務履行受領者は義務履行者に対し、本法208.4.に定める期間前に、きわめて速やかに義務を履行する旨の請求権を有する。
- 208.7. 条件付きで成立した法律行為の場合に、その条件成就した後の日から義務を履行する。

#### 第209条 義務履行の拒絶

- 209.1. 双務契約による義務履行者の一方は、相手方の義務より先に義務履行を先行する場合をのぞき、相手方の反対義務の履行より先に義務履行することを拒絶できる。

#### 第210条 第三者による義務の履行

- 210.1. 法律または契約に必ず義務履行者が義務を履行する旨の定めがなく、または義務の性質・内容に反しないかぎり、第三者が義務を履行できる。
- 210.2. 義務履行者が第三者の義務履行を拒絶する場合、義務履行受領者は義務の履行を受領しない権利を有する。

- 210.3. 第三者が責任を負う旨法律に定められていないかぎり、その不履行または適切かつ正当な履行がない義務の責任については、原義務履行者が負う。
- 210.4. 義務履行者の財産に対して義務の強制履行をする場合に、当該財産だけでは権利消滅に至らないと判断した者が、義務履行受領者の請求を充足する権利を有する。この場合、義務履行受領者の請求権は義務履行を充足させた第三者に移転する。

#### 第 211 条 義務履行の引受

- 211.1. 義務履行受領者、または、法律、契約、もしくは裁判所の判決に示された権限を有する者が義務履行を引受ける。
- 211.2. 義務履行を引受ける権利を有しない者が引受けた場合、義務履行受領者が同意し、またはその履行により義務履行受領者が利益を得た場合にのみ、その義務を履行したものとみなす。

#### 第 212 条 選択義務

- 212.1. 法律または契約に別段の定めがない限り、また義務の本来的性質に反しないかぎり、義務履行者は、複数の義務のいずれかを選択して履行する権利を享有する。
- 212.2. 義務履行者が履行するにあたり複数の行為のいずれかを拒絶する権利を有する場合に、拒絶したときは依然として、残った行為を履行する義務の効力がある。
- 212.3. 本法 212.1. に定める選択を行なった義務履行者は、義務履行受領者に対し、それを通知する。

## 第 213 条 義務の一部履行

- 213.1. 契約に定めた、または義務履行受領者が同意した場合、義務履行者は義務を一部履行する権利を有する。
- 213.2. 義務履行受領者は、契約の定めと異なる履行の受領を拒絶する権利を有する。高額の義務履行の費用がかかる場合であっても、この手続を準用する。

## 第 214 条 義務履行の質

- 214.1. 契約の中に、義務履行の質に関する定めがなかった場合、義務履行者は通常の請求に適合した義務を履行し、中等以上の質をもった財産を移転する義務を負う。

## 第 215 条 義務の履行を回避し遅延させる権利

- 215.1. 義務履行受領者の負担する義務の履行について、義務履行が可能になるまで、義務履行者は金銭支払をのぞく義務の履行を回避し遅延させることができる。
- 215.2. 義務の対象が種類で決定される財産である場合、義務履行者には、いかなる状況においても義務を履行する義務がある。

## 第 216 条 義務履行の順序

- 216.1. 義務履行者には同種の複数ある義務の履行を充足する義務があり、かつ義務の履行がすべての債務の支払に足りない場合、義務履行者はいずれか一つの義務を選択して履行する権利を有する。義務履行者がその選択を行なわなかった場合、支払期間が到来した債務から優先して支払わせる。

- 216.2. 複数の債務の支払期間が同一であった場合、履行にあたってより困難な条件の請求から優先して履行する。
- 216.3. 複数の請求が義務履行者にとって同種の条件である場合、履行が容易な義務から優先して履行する。
- 216.4. 義務履行の支払期間が到来したすべての債務の支払に足りない場合、裁判費用を優先し、その後に元本義務、最後に利息を支払わせる。

## 第2款 金銭支払義務の履行

### 第217条 貨幣による支払履行

- 217.1. 金銭支払義務は、モンゴル国貨幣トゥグルグで履行する。
- 217.2. 法律で禁止されないかぎり、両当事者は金銭支払義務を外国貨幣で履行することができる。

### 第218条 支払履行における為替相場

- 218.1. 支払履行期間が到来する前の為替相場が上下した場合、義務発生時点の相場で算定した支払額を支払う。
- 218.2. 通貨の種類が変更された場合、通貨が変更された日に基づく相場で算定した支払額を支払う。

## 第17節 義務の履行妨害の条件

### 第1款 一般原則

### 第219条 義務履行者の過失による義務履行不能

- 219.1. 義務履行者が負う義務に違反した場合、義務履行受領者は被った損

害の賠償請求権を有する。

- 219.2. 義務履行者が義務履行期間を徒過した場合、義務履行受領者はその者が義務履行する猶予期間を定めるものとする。その期間内に再び義務不履行があった場合、義務履行受領者は被った損害の賠償請求権を有する。
- 219.3. 猶予期間が定められたことにより、何らかの効果が得られないことが明らかであり、かつ義務履行受領者が被った損害の賠償請求権を行使することが明らかに両当事者の利益に適合する場合、猶予期間を与えないことができる。
- 219.4. 義務履行者が故意に義務違反した場合に生じた損害の賠償義務を免れる旨、事前に合意することはできない。
- 219.5. 法定代理人または他の者により義務を履行させた義務履行者はその行為の結果として義務履行受領者に与えた損害については、そのすべての限度で責任を負う。
- 219.6. 契約に別段の定めがないかぎり、また義務の本来的性質に反しないかぎり、義務の対象を他の者から取得すべきであった義務履行者が、それを取得できなかったために義務を履行しなかった場合、それにより生じた責任を自ら負担する。

## 第 220 条 事情変更による義務履行不能

- 220.1. 契約締結の原因となった事情が契約締結後に明らかに変更され、その変更を両当事者が事前に知っていたときには、契約を締結しないまたは他の内容で締結するのが相当であった場合、両当事者は相互に、変更された事情にあわせて契約を調整する請求権を有する。
- 220.2. 契約締結の原因について当事者の想定に誤りがあった場合、それは契約締結における事情変更と同様とみなす。

220.3. 両当事者には、優先して、変更された事情にあわせて契約を調整するための方法を講ずる義務がある。

220.4. 変更させる事情にあわせて契約を調整することができない、また相手方の同意がない場合、権利、利益に被害が及ぶ者が契約解除権を有する。

## 第 221 条 正当と認められる原因による当事者の契約解除

221.1. 正当と認められる原因がある場合、長期にわたる契約の当事者は契約終了期間を考慮することなしに、契約を解除することができる。

221.2. 突発のまたは不可抗力の性質を有する非常事態、または両当事者の権利、法律上正当な利益を保護するために契約期間を継続、延長を請求することができない事情は、正当と認められる原因とみなされる。

221.3. 契約の義務違反が契約の終了原因にあたるのは、本法 219.3、225.2. に定めた損害の賠償をするか、または事前に催告する期間内において、契約を終了させることができる場合のみである。

221.4. 権限を有する者は、契約終了原因がある旨を通知した後、通常相当の期間内に契約を解除することができる。

221.5. 契約の終了により、以前に履行した義務により履行したものの意義が喪失する場合、それも同様に終了する。その終了にあたり、本法 205 条に定めた手続を準用する。

221.6. 損害賠償に関する請求については、本法 227 条を準用する。

## 第 2 款 期間徒過から生ずる効果

## 第 222 条 義務履行者の期間徒過

222.1. 以下の場合、義務履行者は期間徒過したものとみなす：

- 222.1.1. 義務期間内に履行されない場合；
- 222.1.2. 義務履行受領者が義務履行期間となったことを催告した後に義務が履行されない場合。
- 222.2. 期間徒過に至った事態が義務履行者の過失から生じたものでない場合、義務履行者が期間徒過したとはみなさない。
- 222.3. 期間徒過した義務履行者は、すべての不注意による作為／不作為／の責任を負う。
- 222.4. 期間徒過した義務履行者は、それにいかなる事柄に影響を与えたか否かを考慮することなく、損害に対する責任を負う。ただし、期間内に義務を履行したとしても生じた事柄の結果として生じた損害に対する責任は負わない。
- 222.5. 金銭支払義務が期間内に履行されない場合、義務履行者には、徒過した期間に見合った利息の支払義務がある。
- 222.6. 民事罰は利息に計算しない。
- 222.7. 義務履行受領者は、義務履行者が期間徒過したことから生じた損害の賠償を請求する権利を有する。
- 222.8. 義務履行者は、義務履行受領者の同意なしに、期間前に義務を履行した場合、期間徒過したのと同様とみなす。

## 第 223 条 義務履行受領者の期間徒過

- 223.1. 義務履行受領者が、期間内に履行された義務の履行を受領しなかった場合、期間徒過したものとみなす。
- 223.2. 義務履行の条件を成就させるために、義務履行受領者がなんらかの行為を行なうべきであったにもかかわらず、それを履行しなかったことから期間徒過した場合、義務履行受領者が期間徒過したものとみなす。

## 第 224 条 期間徒過から生ずる義務履行受領者の義務

- 224.1. 本法 223 条の定める期間徒過をした過失ある義務履行受領者には、その期間徒過から義務履行者に与えた損害を賠償する義務がある。
- 224.2. 期間徒過した義務履行受領者に過失があるか否かにかかわらず、その者には以下の義務、効果が発生する：
- 224.2.1. 契約の対象の保存に関して義務履行者が支出した増加費用の適切な支払；
- 224.2.2. 契約の対象の偶然の出来事による滅失、損壊の危険負担；
- 224.2.3. 金銭支払義務にしたがった利息、民事罰を取得する権利の喪失。

## 第 3 款 双務契約の義務違反

### 第 225 条 義務違反による当事者の契約解除

- 225.1. 当事者の一方が契約により負う義務に違反し、かつ義務履行の猶予期間を定めたにもかかわらず結果が出なかった場合、相手方は契約解除権を有する。
- 225.2. 義務履行受領者が猶予期間を定めなかったが、義務履行する義務履行者に対し、事前に催告した場合、猶予期間を定めたのと同様とみなす。
- 225.3. 義務履行者が義務の一部に違反した場合で、残りの部分を履行したのでは義務履行受領者の利益にならないとき、義務履行受領者は契約解除権を有する。
- 225.4. 以下の場合、当事者は契約解除できない：
- 225.4.1. 義務の軽微な違反；
- 225.4.2. 本法 186.2. に定める要件に違反した義務履行受領者が、契約を

有効のままにする請求権を有する場合；

225.4.3. 義務履行者が義務に違反する過程の全部または一部に義務履行受領者自らの過失がある；

225.4.4. 義務履行受領者が契約解除する以前に義務履行者が反対請求した、または義務履行受領者が契約解除した後に再び反対請求できる場合。

225.5. 将来、契約解除原因の発生が避けられないことが明らかな場合、義務履行受領者は義務の履行期間到来前に契約解除権を有する。

225.6. 義務履行受領者が契約解除する期間については、義務履行者が定めることができる。

225.7. 本法 225.6. に定める期間内に義務履行受領者が契約解除権を行使しない場合であっても、義務履行者が義務履行の猶予期間または事前催告期間内に契約を履行しないときは、義務履行受領者は契約を解除することができる。

## 第 226 条 猶予期間の決定、事前催告が必要でない場合

226.1. 以下の事情が存する場合、本法 204.2.、219.2. の定めによる義務履行の猶予期間を定め、または事前催告する必要はない；

226.1.1. いかなる結果も出ないことが明らかである場合；

226.1.2. 義務履行者が契約により定めた期間内に義務を履行しないが、猶予期間内に義務履行されて、契約関係が継続するはずである場合；

226.1.3. 双務契約当事者双方の利益を目的とする特別な原因により、契約をきわめて速やかに終了させる必要がある場合。

## 第 227 条 義務違反から生ずる責任

227.1. 契約の一方当事者が義務に違反した場合、相手方は契約解除に関し

て被った損害の賠償請求権を有する。

227.2. 一方当事者が契約解除した過程において相手方に過失がない場合、本法 227.1. 条に定めた原因は適用されない。

227.3. 義務履行受領者が支出した費用、財産の消滅または損失、義務履行者が義務を履行した場合には義務履行受領者に必ず入ったであろう収益を損害とみなす。

227.4. 義務履行者が特定の財産について、義務履行受領者の所有または占有、使用、処分する権利に移転する義務を履行しなかった場合、義務履行受領者は、その財産を自己に移転させ、被った損害の賠償請求権を有する。

227.5. 法律または契約に別段の定めがないかぎり、義務履行者が一定の労務を実施、提供する義務を履行しなかった場合、義務履行受領者はその義務を自ら履行し、または第三者に履行させ、被った損害の賠償請求権を有する。

## 第 18 節 損害賠償

### 第 228 条 損害賠償請求権

228.1. 損害賠償義務を有する者には、相手方の侵害された権利を損害が生ずる以前の状態に回復する義務がある。侵害された権利を回復できない場合、またそれに比較して高額のコストを支出する場合、損害を金銭で支払うことができる。

228.2. 被害者は損害賠償義務を有する者に対し、権利回復する一定の期間を定めることができ、その期間内に義務を履行しない場合には、金銭による履行を請求することができる。

228.3. 健康被害を受けた被害者が労働能力を喪失した、または労働能力が

制限された、また日常生活費用が増加した場合、損害賠償義務を有する者は被害者に対し、毎月金銭／生活援助に関する保護／を支払う方法で損害賠償義務を負う。

- 228.4. 被害者は賠償義務を有する者に対し、治療に関する必要費を事前に支払ったことによる損害を請求する権利を有する。
- 228.5. 被害者が専門的職業労働能力を喪失した場合に、再び職業をもつ必要が必ずあるときは、それに関する費用を支払うにあたり、本条の手続を準用する。
- 228.6. 正当と認められる理由がある場合、本法 228.3. に定めた毎月の金銭支払の代わりに、一括金の支払を請求することができる。

#### 第 229 条 損害賠償の範囲

- 229.1. 義務を有する者が損害を賠償するにあたっては、財産に与えた客観的な損害が及び得たであろう利益に相当する支払義務がある。
- 229.2. 損害の範囲を確定するにあたっては、被害者の利益、損害が生じた事情、損害を与えた者の過失の程度を考慮して判断する。

#### 第 230 条 無体損害の賠償

- 230.1. 被害者は無体損害を賠償させる請求権を有する。
- 230.2. 法律に特別の定めがある場合のみ、無体損害を金銭で支払う。
- 230.3. 損害を与え、または予防し、発生した損害から生ずる損害額の拡大につき、被害者または権限を有する者の作為／不作為／が影響した場合、損害賠償義務またはその範囲を定めるにあたり、これらの者の過失の程度を考慮する。

## 第 19 節 義務履行の充足方法

### 第 231 条 義務履行の充足方法

231.1. 義務履行を以下の方法で充足する：

231.1.1. 民事罰；

231.1.2. 手付；

231.1.3. 保証；

231.1.4. 担保；

231.1.5. 身元保証；

231.1.6. 義務履行を充足するために財産所有を移転させる契約／譲渡担保／；

231.1.7. 法律に定めるその他の方法。

### 第 232 条 民事罰

232.1. 法律または契約の定めにより、負担した義務を履行しない、または適切かつ正当に履行しない当事者が、相手方に支払うべき金銭支払を民事罰という。

232.2. 手付の義務を履行しない場合に、民事罰を準用するものとする。

232.3. 民事罰の契約は書面で行なう。

232.4. 民事罰には違約罰、遅延罰の種類がある。民事罰の総計は、履行しない義務の価額の 50% を超えてはならない。

232.5. 法律または契約で、義務を履行しないまたは適切かつ正当に履行しない当事者の支払う額が事前に示されており、かつ履行しないまたは適切かつ正当に履行しない義務の価額に対する一定の割合で定められた民事罰を違約罰という。

232.6. 法律または契約で定めた期間を徒過した者が履行しない義務の価額

の0.5%を超えない額で毎日支払うよう定めた民事罰を遅延罰という。

232.7. 義務履行者が義務期間内に履行しない場合、契約に民事罰を支払う旨の定めがないときには、義務履行受領者の民事罰請求権はない。ただし、被った損害の賠償請求権を有する。

232.8. 民事罰の額が明らかに高額の場合、裁判所は諸般の事情を考慮して、減額することができる。

### 第 233 条 手付

233.1. 契約当事者の一方が、契約締結の証明として、相手方に履行すべき支払に組み入れるものとして事前に与える金銭を手付という。

233.2. 契約を撤回した場合、または手付を渡した者が義務履行に手付を組入れずに義務履行した場合、義務履行終了後に、手付を取得した者は手付を返還する。

233.3. 手付を渡した者が義務を履行しない責任を負う場合、手付は、手付を取得した者に残すものとする。この場合、手付を取得した者に与えた損害の支払にあたっては、手付を組入れて算定する。

233.4. 手付を取得した者が義務を履行しない責任を負う場合、手付は、手付を渡した者に返還するものとする。この場合、手付を渡した者に、与えた損害の賠償責任を有する。

### 第 234 条 保証

234.1. 義務履行者の負う義務の履行を充足させるために、第三者が義務履行受領者に保証することができる。

234.2. 保証契約は書面で行なう。

234.3. 契約に別段の定めがないかぎり、保証人は一方的な判断で、契約を終了することはできない。

- 234.4. 義務履行者が義務を履行しない場合、義務履行受領者は保証人に対し、訴訟手続によらずに義務の履行を請求する。
- 234.5. 義務履行受領者に対して義務を負った保証人は、義務の履行を義務履行者に請求する権利はない。
- 234.6. 銀行保証については、本法 457 条に定める手続で規定する。

第 235 条 義務履行充足のため財産所有を移転させる契約／譲渡担保／

- 235.1. 義務履行充足のため財産の所有を移転させる契約／以下、“譲渡担保”という／により、義務負担者は、金銭を支払う元本義務の履行充足を目的として義務履行受領者の所有に動産を移転させる義務、義務履行受領者は、義務負担者が元本義務を期間内に履行した場合にその財産をその者に返還する義務をそれぞれ負担する。
- 235.2. 義務負担者は、移転した財産を使用する権利を有するよう契約に定めることができる。
- 235.3. 義務履行受領者が元本義務を履行する期間が到来する前に、契約にしたがって移転した財産を処分した場合、義務を履行した義務負担者は被った損害を請求する権利を有する。
- 235.4. 義務負担者が金銭支払義務を期間内に履行して移転された財産を取戻した、またはその者が義務を履行しなかった場合には義務履行受領者の所有に移転した財産について物理的な引渡をすることにより、義務履行充足のため財産所有を移転させる契約は終了するものとする。
- 235.5. 義務履行充足のための財産所有を移転させる契約は書面で行なう。

第 20 節 義務の消滅

第 236 条 義務履行による義務の消滅

- 236.1. 義務は以下の原因で消滅するものとする；
- 236.1.1. 義務履行者が義務の適切かつ正当な履行をした；
- 236.1.2. 義務履行受領者が、履行にあたり、適切な義務履行の代わりに他の義務履行を受領した；
- 236.1.3. 両当事者が従前の義務と交換する合意をした。
- 236.2. 本法 236.1.3. に定める場合、従前の義務関係は消滅するものとする。
- 236.3. 義務履行受領者には、義務履行者の請求により、義務履行の全部または一部を受領した旨の証書を交付する義務がある。
- 236.4. 債務の受領に関する書面に利息についての記載がない場合、利息を支払ったものとみなし、金銭支払義務は完全に終了したものとする。
- 236.5. 債務を分割して支払うことにした場合、最終分の受領に関する書面に別段の定めがないかぎり、それ以前のすべての部分を支払ったものとみなす。
- 236.6 義務履行受領者、または権限を有する者が行なった義務履行の受領に関する書面には、債務の種類、額、義務履行者または債務を支払った者の氏名、義務履行場所、期間などを記載する。.
- 236.7. 義務履行者が義務履行受領者の請求を証明する書面を提供していた場合、義務履行したことにに関する書面と共に、その証明する書面の返還またはそれを無効にする旨の請求権を有する。
- 236.8. 義務履行受領者が証明する書面を返還することができない場合、義務履行者は、義務を消滅させたことにに関する文書を作成して提供する請求権を有する。
- 236.9. 両当事者が別段の合意をしないかぎり、義務履行を受領したことにに関する証書の交付に関する費用については義務履行者が、これに対し、義務履行受領者が住所／居住／地を変更した、また死亡して相続人が他の場所を住所に／に居住／している場合には、義務履行受領者また

はその相続人がそれぞれ責任を負う。

236.10. 義務履行受領者が以下の行為を行なうことを拒絶した場合、義務履行者は義務履行の提供を拒絶する権利を有する：

236.10.1. 義務履行の受領に関する証書を交付する；

236.10.2. 本法 236.7. に定めた証明する書面を与えたまたは無効にする；

236.10.3. 義務履行の受領に関する証書、証明する書面の返還ができなかったことに関する記録を作成し、また義務消滅したことの書面を作成して、それを与える。

236.11. 本法 236.10. に定めた場合に、義務履行受領者が義務履行を受領する期間を徒過したものとみなす。

#### 第 237 条 保管移転による義務の消滅

237.1. 義務履行受領者が義務履行を受領する期間を徒過した、またその住所／居住／地が明らかでない場合、義務履行者は義務の対象については、義務履行すべき場所の公証役場に対して、金銭または有価証券については、公証役場を通じて銀行に対して、保管移転を行なう義務がある。この場合、義務履行者は義務履行したものとみなされ、義務を免れる。

237.2. 公証役場には、義務履行者が移転した義務の対象について、履行受領者に移転する義務がある。その移転までの間は、その対象を保管する者を自己の判断で選択して保管させ、文書については自らが保管する。

237.3. 義務の対象が保管要件を充たしているが、短期間で悪化し、質が失われる対象については、保管のために受領しない。

237.4. 公証役場は、義務履行を保管のために受領したことに関して、義務履行受領者に通知し、義務履行の受領を請求する。

- 237.5. 義務対象の保管についての関連費用は、義務履行受領者が責任を負う。
- 237.6. 義務履行者は、公証役場が保管移転した対象を義務履行受領者に移転する前であれば、いつでも取戻請求する権利を有する。取戻した場合、義務の対象は保管移転しなかったものとみなす。
- 237.7. 義務履行受領者が義務の対象の受領を拒絶し、また本法 237.9. に定める期間を経過した場合、義務履行者は保管移転した物を取戻すことができる。
- 237.8. 本法 237.6.、237.7. の定めにより保管移転した物を取戻した義務履行者は保管による関連費用のすべてについて責任を負う。
- 237.9. 公証役場は、自己に保管移転された物を3年間保管し、義務履行受領者がその期間内にその対象を受領しない場合、義務履行者に対し、この旨を通知して保管した対象を取戻すよう請求する。定めた期間内にその対象を取戻さない場合、それを国の所有に移転する。

#### 第 238 条 相互に有する請求の清算による義務の消滅

- 238.1. 履行期間が到来した二当事者間相互に有する同種の請求間で清算して義務を消滅させることができる。
- 238.2. 一方当事者の請求を履行する期間が到来していない場合でも、請求権を有する者の同意があれば、相互に有する請求を清算して義務を消滅させることができる。
- 238.3. 出訴期間が終了した請求を清算して義務を消滅させることができる。
- 238.4. 相互に清算して終了させた請求額が双方同じでない場合、少ない請求額の限度で清算し、大きい額の請求のうち充当できない部分は依然として効力がある。
- 238.5. 義務清算の申出を受領した者が複数の請求を履行すべき場合、本法

216.1. - 216.3. に定める手続を準用する。

238.6. 一方当事者が相手方に元本義務とともに利息をまたはその他の費用の支払義務を負う場合、本法 216.4. に定める手続を準用する。

238.7. いずれか異なる場所で履行すべき義務であっても、当事者が合意して清算し、義務を消滅させることができる。

238.8. 以下の場合に、相互に清算して義務を消滅させることができない：

238.8.1. 義務を相互に清算しない旨、当事者が事前に合意した；

238.8.2. 義務の対象が支払いに充てられないもの、また生活の元手になる対象であった；

238.8.3. 人の生命、健康を侵害した損害賠償義務の発生；

238.8.4. その他法律で定めた場合。

#### 第 239 条 債務を無効にすることによる義務の消滅

239.1. 当事者が相互の合意に基づいて債務を無効にすることにより、義務を消滅させることができる。

239.2. 義務履行受領者が他の義務履行者に対する請求権を依然として保持しないかぎり、共同義務履行者のいずれかに対する全債務の消滅により、他の義務履行者も義務を免れる。

239.3. 義務履行受領者が債務を免除した義務履行者の割当部分を減額した残額につき、他の義務履行者に有する請求を統合して行なうことができる。

239.4. 元本義務履行者の債務が無効になったことにより、保証人も義務を免れる。

239.5. 保証人が義務を免れたことは、元本義務履行者が義務を免れる原因とはならない。

239.6. 共同保証人のいずれかが債務の支払を免れたことにより、他の保証

人も義務を免れる。

239.7. 双務契約においては、一方当事者の請求放棄により、義務関係が終了するものではない。この場合、請求放棄する当事者は、相手方が請求放棄しないかぎり、契約によって負った義務を履行する義務がある。

## 第 240 条 他の義務消滅原因

240.1. 義務は以下の原因で消滅するものとする：

240.1.1. 義務履行受領者、義務履行者の両者が一人になった；

240.1.2. 義務履行が義務履行者と一身専属的關係にある場合に、義務履行者が行為無能力または失踪したとみなされた、また死亡した、死亡宣告された；

240.1.3. 義務履行が義務履行者受領者のみに向けられたものである場合、義務履行受領者が行為無能力または失踪したとみなされ、また死亡した、死亡宣告された

240.1.4. 法人が権利承継しないで解散し、国家登録を抹消された；

240.1.5. 法律または契約で定めた他の原因。

## 第 21 節 多数当事者の参加する義務

### 第 241 条 共同義務履行受領者

241.1. 複数の者が義務履行の全部または一部について、義務履行者に請求する権利を有し、義務履行の全部または一部を提供する義務が義務履行者にある場合、それらの者を権限ある共同義務履行受領者という。

241.2. 共同義務履行受領者の権限は、法律または契約に定める原因により、また義務の対象が不可分の性質を有することにより発生する。

241.3. 義務履行受領者のいずれも本法 241.1. に定める請求を行なわない場

合には、義務履行者は自己の判断で義務履行受領者のいずれかに移転することができ、その場合、他の義務履行受領者に対して負担する義務を免れる。

- 241.4. 共同義務履行受領者のいずれかが請求を放棄した場合、義務履行者は当該義務履行受領者の割当部分につき義務を免れる。
- 241.5. 共同義務履行受領者のいずれかに複数の相続人がいる場合、各相続人は債務請求権のうち自己の持分を相続する権利を有する。
- 241.6. 共同義務履行受領者のいずれかが義務履行者から義務履行の全部または一部を受領した場合、他の義務履行受領者に対し、割当部分を提供する義務がある。
- 241.7. 共同義務履行受領者に別段の合意がないかぎり、それらの者の義務の履行請求権は等分とする。

#### 第 242 条 共同義務履行者

- 242.1. 義務履行者のいずれかが義務履行受領者に対し、義務履行の全部または一部を提供し、義務履行受領者が各義務履行者に対し、義務履行の全部または一部を請求する権利を有する場合、共同義務履行者という。
- 242.2. 共同で負担する義務は、法律または契約の定めにより、また義務の対象が不可分の性質を有することにより発生する。
- 242.3. 義務履行受領者は自己の判断で、いずれの義務履行者に対しても、義務履行の全部または一部を請求でき、かつ全部の義務を履行しないかぎり、義務履行者の負う義務は依然として効力を有する。
- 242.4. 共同義務履行者のいずれもが義務履行受領者に対し、契約で定め、または一人が取得する権利、もしくは共同義務履行者に共通するすべての反対請求を行なう権利がある。

- 242.5. 共同義務履行者のいずれか一人が義務履行受領者に対し、義務履行の全部を提供した場合、他の義務履行者は義務を免れる。
- 242.6. 義務履行受領者が義務履行者の一人に対して請求を行なっても、他の義務履行者に対して請求を行なう権利は失わない。
- 242.7. 義務履行受領者が義務履行者の一人による義務履行の受領期に履行を回避して徒過した場合、それによりに生じた効果は他の義務履行者にも同様に及ぶものとする。
- 242.8. 義務履行者の一人が義務履行期間に違反した場合、他の義務履行者に対しては、それによりに生じた効果は同様に及ばない。
- 242.9. 共同義務履行者の一人に複数の相続人がある場合、これらは各義務履行者の相続承継により、そのすべてについて、自己の相続割合の限度で義務を負うが、不可分の性質を有する請求にはこの手続を適用しない。
- 242.10. 共同義務履行者のいずれか一人の債務が、義務履行受領者の請求と混同した場合、その義務履行者の債務の限度で他の義務履行者の義務が消滅するものとする。
- 242.11. 法律または契約に別段の定めがないかぎり、義務履行者が負担する部分を確定できない場合には、これらの者の義務は等分とする。
- 242.12. 共同で負担する義務を履行した義務履行者は他の義務履行者に対し、法律または契約に別段の定めがないかぎり、各負担部分につき義務の履行を請求する権利がある。
- 242.13. 共同義務履行者のいずれか一人が支払不能の場合、他の義務履行者がその者に与えられた負担部分の支払を等分で負担する。
- 242.14. 共同義務履行者の一人の出訴期間の満了または停止は、他の義務履行者に及ばない。

(続く)

